

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成29年7月12日

世田谷区

なお、本業務に関わる契約締結は、本業務にかかる平成30年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とするものである。

1 業務概要

(1) 件名

平成30年度～平成31年度(予定)

世田谷区認知症在宅生活サポート業務委託

平成32年度～平成34年度(予定)

世田谷区認知症在宅生活サポートセンター運営業務委託

(2) 業務内容

区における認知症ケアモデルの専門的・中核的な拠点として、主に「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター構想(平成25年11月策定)」に定める5つの機能に関する業務を行う。詳細は、公募要項等を参照すること。

訪問サービスによるサポート機能に関する業務

家族支援のサポート機能に関する業務

普及啓発・情報発信機能に関する業務

技術支援・連携強化機能に関する業務

人材育成機能に関する業務

(3) 履行期間

平成30年4月1日～平成35年3月31日

ただし、本業務の運営状況が良好と認められた場合、かつ、次年度予算について区議会で議決を得られた場合に限り、単年度毎に契約を締結する。

2 事業実施経費(提案限度額)

(1) 平成30年度

45,600千円(税込)

(2) 平成31年度

56,000千円(税込)

(3) 平成32年度～平成34年度

85,600千円(税込)/年間

事業実施の過程で、制度改正(国の地域支援事業実施要綱の改正等)等により、委託内容の変更や追加をせざるを得なくなった場合は、別途区との協議により決定する。

契約は単年度ごととし、当該年度の契約内容等については、その前年度に別途区との協議により決定する。

3 参加資格

以下の項目に該当する単独法人または複数法人による共同企業体とする。

(1) 単独法人

次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

平成29年7月1日現在、法人格を有していること。

東京都内に本社（主たる事業所）または事業所を有すること。

東京都内に訪問看護ステーションを有し、かつ当該訪問看護ステーションにて介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護の運営実績が1年以上あること。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同上第2項による措置を受けていない者であること。

世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月28日23世経理第709号）に定める入札参加除外措置要件に該当しないこと。

会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。

法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。

労働関係法令に違反していないこと。

介護保険法に規定される指定欠格事由に該当していないこと。

(2) 複数法人による共同企業体

次に掲げる要件のすべてを満たす複数法人による共同企業体（以下「JV」という。）とする。

なお、JVを構成する者の呼称は、代表構成員、構成員とする。

代表構成員及び構成員のすべてが前項（1）、～ の要件をすべて満たしていること。

代表構成員及び構成員の全体で前項（1）、～ の要件をすべて満たしていること。

代表構成員が、本業務全体の統括を担う能力を有すること。

単独法人として参加表明書を提出した後は、新たに代表構成員や構成員としてJVを組成して応募することはできないこととする。

JVとして参加表明書を提出した後は、新たにJVの構成員を追加したり、単独法人として応募したりすることはできないこととする。

(3) 応募における制限

応募者が単独法人である場合、他の応募者であるJVの代表構成員を含む構成員となることはできない。

応募者がJVである場合、その代表構成員を含む構成員は他の応募者であるJVの代表構成員を含む構成員となることはできない。

4 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

5 提案書を特定するための評価基準

(1) 法人体制（実績、財務状況等）

(2) 事業計画（本事業に対する具体的提案等）

(3) 運営体制（職員配置、人材育成、待遇・苦情対応、安全管理等）

6 手続き等

(1) 担当部課

〒154-0021 東京都世田谷区豪徳寺2-28-3 (旧厚生会館2階)
世田谷区 高齢福祉部 介護予防・地域支援課 認知症在宅生活サポート担当
電話：03-6432-6191 FAX：03-6432-6192

(2) 公募要項の交付期間・方法

交付期間 平成29年7月12日(水)～平成29年8月31日(金)
交付方法 世田谷区ホームページからダウンロード

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限 平成29年7月31日(月)午後5時
提出場所 上記(1)担当課窓口
提出方法 直接持参すること。

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限 平成29年8月25日(金)～31日(木)午後5時
受付時間は、午前9時から午後5時までとする。
提出場所 上記(1)担当課窓口
提出方法 直接持参すること(郵送不可)。

7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約書作成の要否

審査により選定された事業者と提案内容をもとに随意契約を締結し、区と選定事業者の双方で契約書の作成を行う。

(3) 契約保証金

免除

(4) 著作権の帰属等

本公募に関して作成した書類等の著作権は、応募者に帰属する。ただし、区は、事業者決定の公表等で必要な場合には、応募者が作成した書類の内容を無償で使用できるものとする。なお、提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(5) 費用の負担

本公募に参加するために必要となる書類作成費、交通費、通信費等、一切の費用は、応募者の負担とする。

(6) 関係機関への取材制限

本業務に関係する区役所担当部署及び地域包括支援センターへの直接問合せ・取材・施設見学等は、選定結果が公表されるまで行わないこと。

(7) 書類の修正・虚偽記載

参加表明書及び事業提案書は、それぞれの提出期間を経過した後は、応募者からの申し出による書類の修正、差し替え、追加、撤回等は一切認めない。また、提出書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合は、失格とする。

(8) 追加書類の提出

区が必要と認める場合は、追加書類の提出や記載内容についての説明を求められることがある。